

愛媛労働局発表
令和3年10月29日

【照会先】

愛媛労働局労働基準部監督課
監督課長 鈴木 信幸
監察監督官 三好 勝也
電話 089(935)5203 内線 451・452

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

愛媛労働局では、月間中に、県民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導などを実施します。

【愛媛労働局における取組の概要】

1 県民への周知・啓発

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します（無料でどなたでも参加可）【リーフレット参照】

日 時 11月18日（木）12：40～14：10（受付12：00～）
場 所 松山市文京町3番 愛媛大学 総合教育棟1 大講義室
問合先(委託先) 株式会社プロセスユニーク 電話0120-562-552

2 過重労働解消キャンペーン【リーフレット参照】

労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、愛媛県内の使用者団体や労働組合に対し、愛媛労働局長名による協力要請を行います。

重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付日を設定します

10月31日（日）から11月6日（土）を過重労働相談受付集中週間とし、愛媛労働局及び県内の労働基準監督署等の相談窓口において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

過重労働相談受付集中週間において、下記の窓口にて労働相談等に対応する体制を設けています。過重労働等に関する悩みや疑問がありましたらご連絡ください。

ア 愛媛労働局及び県内の労働基準監督署（開庁時間 平日8：30～17：15）

イ 労働条件相談ホットライン【委託事業】

0120-811-610（フリーダイヤル）

（相談受付時間：月～金17：00～22：00、土日・祝日9：00～21：00）

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

また11月6日（土）を特別労働相談受付日とし、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、特別労働相談を実施します。

実施日時：11月6日（土） 9：00～17：00

フリーダイヤル：0120-794-713

長時間労働が疑われる事業場に対する令和2年度の監督指導結果を公表します

愛媛労働局では、令和2年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して県下の労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった336事業場のうち、151事業場(44.9%)で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、62事業場(違法な時間外労働があったもののうち41.1%)でした。

【令和2年4月から令和3年3月までの監督指導結果のポイント】

監督指導の実施事業場： 336 事業場

主な違反内容 [のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

ア 違法な時間外労働があったもの： 151 事業場 (44.9%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの： 62 事業場 (41.1%)

うち、月100時間を超えるもの： 32 事業場 (21.2%)

うち、月150時間を超えるもの： 7 事業場 (4.6%)

うち、月200時間を超えるもの： 2 事業場 (1.3%)

イ 賃金不払残業があったもの： 18 事業場 (5.4%)

ウ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： 50 事業場 (14.9%)

主な健康障害防止に係る指導の状況 [のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

ア 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：

147 事業場 (43.8%)

イ 労働時間の把握が不適正なため指導したもの：

46 事業場 (13.7%)

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって
多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、
過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

参加無料
事前申込

日時

2021年11月18日(木)

12:40~14:10 (受付12:00~)

会場

愛媛大学 総合教育棟1 大講義室

(愛媛県松山市文京町3番)

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。参加には、事前申込みが必要です。

感染症拡大の状況により、開催方法が変更になる場合がございます。最新の情報はホームページにてご確認ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：愛媛県、働くもののいのちと健康を守る愛媛県センター

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

目指すゴールは、 過重労働ゼロ。



サッカー選手(元日本代表)
小野 伸二

01 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることで過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



02 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

過労死等
防止対策推進
シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。
(※無料でどなたでも参加できます。)
開催会場によって開催日時やプログラムは異なります
ので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



\\ 事業主の皆さまへ //

03 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



11月は過重労働解消キャンペーン月間です。 また、11月1週目は過重労働相談受付集中週間です。

お近くの都道府県労働局・労働基準監督署や「労働条件相談ほっとライン」(厚生労働省委託事業) 右記ほっとラインで労働に関する相談を受け付けていますので積極的にご連絡ください。

0120-811-610 月～金 17:00～22:00
土日・祝日 9:00～21:00

「特別労働相談」を実施します!

無料 過重労働解消相談ダイヤル

※全国どこからでも利用可能(スマートフォンからも無料) ※匿名での相談も可

特別労働相談受付日

令和3年11月6日(土) 9:00～17:00

なくしましょう 長い残業
0120-794-713

専用WEBサイト
過重労働解消キャンペーン



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を 実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

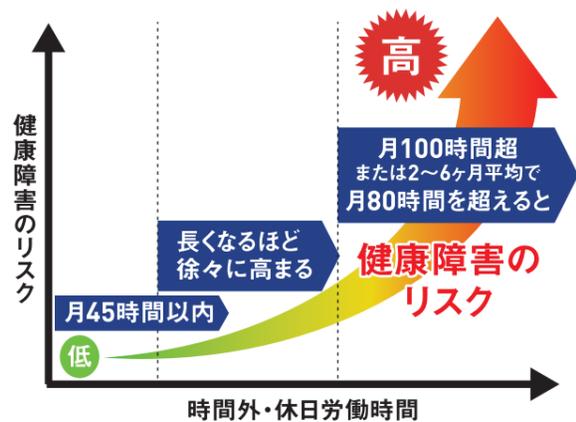


労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、
労働時間を適正に把握※1し、次の措置を講じましょう。

NEXT PAGE

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

3. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

4. 「特別労働相談」を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時: 令和3年11月6日(土) 9:00~17:00 **0120-794-713**

過重労働による健康障害を防止するために※2

① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注2)に適合したものとなるようにしてください。

(注1) 建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

(注2) 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)



② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- 労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

賃金不払残業を解消するために※3

1	2	3
職場風土を 改革しましょう。	適正に労働時間の管理を 行うためのシステムを 整備しましょう。	労働時間を適正に 把握するための責任体制を 明確化しチェック体制を 整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(令和2年4月、厚生労働省)

※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

10月31日(日)から11月6日(土)は、**過重労働相談受付集中週間**です。

■都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間/平日8:30~17:15)

■労働条件相談ホットライン(厚生労働省委託事業) **0120-811-610** 月~金 17:00~22:00
土日・祝日 9:00~21:00



事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、
過重労働解消のためのセミナー
を実施します!



長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (令和2年4月から令和3年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

監督指導実施状況

令和2年4月から令和3年3月までに、336事業場に対し監督指導を実施し、287事業場(85.4%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反は、違法な時間外労働があったものが151事業場、賃金不払残業があったものが18事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが50事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

	監督指導実施 事業場数	労働基準関係法令違 反があった事業場数	主な違反事項別事業場数		
			労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)
合計 (注1、2)	336 (100%)	287 (85.4%)	151 (44.9%)	18 (5.4%)	50 (14.9%)
主な 業種	商業	67 (19.9%)	28	5	7
	製造業	84 (25%)	40	8	17
	接客娯楽業	18 (5.4%)	8	1	1
	建設業	35 (10.4%)	15	2	2
	運輸交通業	35 (10.4%)	23	1	9
	その他の事業 (注6)	29 (8.6%)	14	0	4

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反(36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。)、労働基準法第36条第6項違反(時間外労働の上限規制)等の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反(割増賃金)のうち、賃金不払残業の件数を計上している(計算誤り等は含まない。)

(注5) 労働安全衛生法第18条違反(衛生委員会を設置していないもの等。)、労働安全衛生法第66条違反(健康診断を行っていないもの。)、労働安全衛生法第66条の8違反(1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。)、労働安全衛生法第66条の8の3違反(客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。)等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
336	101 (30.1%)	132 (39.3%)	50 (14.9%)	29 (8.6%)	17 (5.1%)	7 (2.1%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
336	51 (15.2%)	89 (26.5%)	40 (11.9%)	28 (8.3%)	46 (13.7%)	82 (24.4%)

2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

- (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、147事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	面接指導等の実施(注2)	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施(注3)	月45時間以内への削減(注4)	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等(注5)	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
147	35	26	61	84	18	11

(注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。

(注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

(注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会が調査審議を行うこと、常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

(注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。

(注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

- (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、46事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(労働時間適正把握ガイドライン)に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項(注1、注2)					
	始業・終業時刻の確認・記録(ガイドライン4(1))	自己申告制による場合			管理者の責務(ガイドライン4(6))	労使協議組織の活用(ガイドライン4(7))
		自己申告制の説明(ガイドライン4(3)ア・イ)	実態調査の実施(ガイドライン4(3)ウ・エ)	適正な申告の阻害要因の排除(ガイドライン4(3)オ)		
46	26	2	21	1	1	0

(注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

(注2) 各項目のカッコ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

- (1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績
 監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった151事業場において、時間外・休日労働時間が最長の者を確認したところ、62事業場で1か月80時間を、うち32事業場で1か月100時間を、うち7事業場で1か月150時間を、うち2事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 時間外・休日労働時間が最長の者の実績(労働時間違反事業場に限り)

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	80時間以下	80時間超	100時間超		
				150時間超	200時間超	
336	151	89	62	32	7	2

- (2) 労働時間の管理方法
 監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、32事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、152事業場でタイムカードを基礎に確認し、48事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、79事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法(注1)				自己申告制 (注2)(注3)
使用者が自ら現認 (注2)	タイムカードを基礎 (注2)	ICカード、IDカードを基礎 (注2)	PCの使用時間の記録を基礎 (注2)	
32	152	48	24	79

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

(注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。